

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成26年4月25日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、奥州市、平泉町
雑穀	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウゲイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町(旧耕野村の区域を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさそてつ(ごこみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
	たらのめ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
雑穀	大豆	栗原市(旧金田村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウゲイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスペ	
	シロメバル	
	スズキ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ニベ	
	マダラ	
	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	
肉	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成26年4月25日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	日光市、大田原市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町 鹿沼市、矢板市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町 (<u>さそてつ(こごみ)</u> (野生のものに限る。) 大田原市、那須塩原市、那須町)
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、 <u>高根沢町</u> 、那須町、那珂川町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、市貝町、塩谷町、那須町
肉	わらび(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
イノシシの肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	柏市、我孫子市、白井市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び栗島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

(参考資料2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年4月25日現在

福島県		出荷制限
		H23.3.21～: 下記の地域以外
原乳		H23.3.21～4.6解除: 喜多方市、磐町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21～4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(旧都路村の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鶴川村、塙町、矢祭町、いわき市 H23.3.21～4.21解除: 福島市、新地町 H23.3.21～5.1解除: 南相馬市(鹿島区のうち、鳥崎、大内、川子及び塙崎を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域を除く。) 田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字五山、原町区馬場字五山、原町区馬場字馬場岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) 会津若松市、桑折町、天栄村、鶴ヶ坂村、只見町、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楓葉町(東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。) H23.3.21～10.7解除: 会津若松市、桑折町、天栄村、鶴ヶ坂村、只見町、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楓葉町(東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)
ホウレンソウ、カキナ		H23.3.21～: 下記の地域以外
		H23.3.21～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.21～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、金津坂下町、柳津町、三島町、金山町、金津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、鶴ヶ坂村 H23.3.21～5.25解除: 新地町、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字五山、原町区馬場字五山、原町区馬場字馬場岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.21～6.25解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 H23.3.21～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。) H23.3.21～H25.3.25解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。)
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		H23.3.23～: 下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、金津坂下町、柳津町、三島町、金山町、金津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、鶴ヶ坂村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字五山、原町区馬場字五山、原町区馬場字馬場岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～6.25解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村 H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。) H23.3.23～H25.3.25解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。)
結球性葉菜類(キャベツ等)		H23.3.23～: 下記の地域以外
		H23.3.23～4.2解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、金津坂下町、柳津町、三島町、金山町、金津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、鶴ヶ坂村 H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.11解除: 棚倉町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23～5.25解除: 新地町、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字五山、原町区馬場字五山、原町区馬場字馬場岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～10.25解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。) H23.3.23～H25.3.25解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。)
アブラナ科の花壔類(ブロッコリー、カリフラワー等)		H23.3.23～: 下記の地域以外
		H23.3.23～4.2解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23～5.4解除: いわき市 H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村 H23.3.23～5.19解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、金津美里町、金津坂下町、湯川村、磐梯町、三島町、金山町、照和村、南会津町、下郷町、椎枝町、椎枝底村、只見町 H23.3.23～6.15解除: 郡山市、高倉字森、原町区高倉字柏木森、原町区馬場字五山、原町区馬場字横川、原町区馬場字馬場岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村 H23.3.23～10.29解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。) H23.3.23～H25.3.25解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。)
カブ		H23.3.23～: 下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村 H23.3.23～5.18解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、喜多方市、北塙原村、西会津町、金津美里町、金津坂下町、湯川村、磐梯町、三島町、金山町、照和村、南会津町、下郷町、椎枝町、椎枝底村、只見町 H23.3.23～6.25解除: 新地町、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字五山、原町区馬場字五山、原町区馬場字馬場岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。) H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く。) H23.3.23～H25.3.25解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域に限る。)
野菜類		H23.4.1～: 原木しいたけ(露地栽培)
		H23.4.1～: 福島市 H23.4.18～: 原木しいたけ(露地栽培)
原木しいたけ(露地栽培)		H23.4.13～4.25解除: いわき市 H23.4.25～: 木曾町
原木しいたけ(施設栽培)		H23.4.13～5.11解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル範囲内の区域を除く。)、新地町 H23.4.13～5.23解除: 川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル範囲内の区域を除く。) H23.10.18～: 二本松市
原木ナコ(露地栽培)		H23.7.19～: 伊達市 H23.7.22～: 新地町
原木しいたけ(施設栽培)		H23.7.19～9.2解除: 木曾町 H23.11.14～: 四川町
原木ナコ(露地栽培)		H23.10.31～: 福島市、いわき市 H23.8.1～: 福島市、磐梯町、古殿町(災害被災面に属する野生キノコに限る。)
キノ類(野生のものに限る。)		H23.8.1～: 福島市、二本松市、伊達市、木曾町、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、福島市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、磐梯町、金沢町、小野町、照和村、南会津町、下郷町、椎枝町、椎枝底村、只見町 H23.9.15～: 古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、磐梯町、阿武町、大玉村、双葉町、猪苗代町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、双葉村、泉崎村、中島村、鶴川村、川内村、喜多方市、楓葉町、楓葉町、川俣町、喜多方市、白河市、福島市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、磐梯町、金沢町、小野町、照和村、南会津町、下郷町、椎枝町、椎枝底村 H23.10.18～: 福島市 H24.6.15～: 磐梯町 H24.10.11～: 磐梯町 H24.10.18～: 全農基下町、北塙原村 H25.9.28～: 下郷町 H26.10.1～: 余寄者松林 H26.10.3～: 兵庫町 H26.11.12～: 金津美里町
たけのこ		H23.5.9～: 伊達市、福島市、三春町 H23.5.13～: 寒河江市、木曾町、桑折町、川俣町、西郷村 H23.5.18～: 全農基解除、平田村 H23.5.24～: いわき市 H23.5.29～6.21解除: 国見町 H23.5.30～6.21解除: 天栄村 H24.4.18～: 福島市、新地町 H24.4.23～: 広野町 H24.4.5.2～: 二本松市、大玉村 H24.4.5.7～: 美和川市 H24.6.25～: 猫魔山 H25.5.14～: 川内村 H25.5.18～: 白河市、福島市 H25.5.28～: 喜多方市 H26.6.10～: 福島市 わさび(畑において栽培されたものに限る。) H24.4.18～: 伊達市、川俣町

* の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年4月25日現在

福島県		出荷制限
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除: 全域	
	H23.6.9～: 秋元瀬、猪原瀬及び小野川瀬並びにこれらの瀬に流入する河川、長瀬川(霞川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	
	H23.6.17～: 真鶴川(支流を含む。)	
ヤマメ(養殖を除く。)	H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)	
	H24.4.5～: 鮎川(支流を除く。)	
	H24.4.24～: 遠山代瀬、猪苗代瀬に流入する河川(支流を含む。ただし鰐川を除く。)及び日郷川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。)	
	H24.6.7～H25.7.30解除: 福島県内の久慈川(支流を含む。)	
	H23.6.17～: 真鶴川(支流を含む。)	
ウグイ	H23.6.27～: 阿武隈川のうち無ダムの下流(支流を含む。)	
	H24.3.29～: 秋元瀬、猪原瀬及び小野川瀬並びにこれらの瀬に流入する河川、長瀬川(霞川との合流点から上流部分に限る。)	
	H24.4.24～: 猪苗代瀬、猪苗代瀬に流入する河川(支流を含む。ただし鰐川及びその支流を除く。)及び日郷川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。)	
	H24.5.24～: 福島県内の只見川のうち堤ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	
ウナギ	H24.6.31～: 阿武隈川(支流を含む。)	
アユ(養殖を除く。)	H23.6.27～: 福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	
	H24.4.5～: 阿武隈川(支流を含む。)	
イワナ(養殖を除く。)	H24.4.12～: 鮎川(支流を含む。)	
	秋元瀬、小野川瀬及び猪原瀬並びにこれらの瀬に流入する河川(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流(支流を含む。)、長瀬川(霞川との合流地点から上流の部分に限る。)並びに日郷川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)	
	H24.5.31～H24.9.10解除: 鶴若川(支流を含む。)	
コイ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 秋元瀬、小野川瀬及び猪原瀬並びにこれらの瀬に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)並びに長瀬川(霞川との合流点から上流の部分に限る。)	
	H24.6.10～: 福島県内の阿武隈川のうち猪苗ダムの下流(支流を含む。)	
フナ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 秋元瀬、小野川瀬及び猪原瀬並びにこれらの瀬に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)並びに真鶴川(霞川との合流点から上流の部分に限る。)並びに真鶴川(支流を含む。)	
	H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち猪苗ダムの下流(支流を含む。)	
アイナメ		
アカクタビラメ		
イカナゴ(稚魚を除く。)		
インガレイ		
ウスメバチ		
ウミナゴ		
エノイ/アイナメ		
キモチメバル		
クロウソシタ		
クロロイ		
クロトイ		
ケムルカジカ		
コモンカスベ		
サクラマス		
サブロウ		
シロメバル		
スキ		
ニベ		
スマツレイ		
ハハガレイ		
ヒガシフグ		
ヒラメ		
ホウズラウ		
ホシタレイ		
マアジ		
マコガレイ		
マコチ		
マドラ		
ムシグレイ		
ムラハイ		
メイタガレイ		
ピヌガイ		
キタルラサキウニ		
アカガレイ	H24.6.22～H25.10.9解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縫継、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
スクウォーラ	H24.6.22～H25.12.1解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縫継、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マガレイ	H24.6.22～H26.4.16解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縫継、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ナガハカ		
マツカワ	H24.7.12～: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縫継、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ホシダカ	H24.7.28～: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縫継、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ショウサイワグ	H24.8.23～: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縫継、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
サヨリ	H25.2.14～: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縫継、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
カサゴ	H26.8.8～: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縫継、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ユズサゴ	H26.3.25～: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国接他の経済水域の外縫継、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
牛の肉	H23.7.19～H23.8.25～解除: 全域 (県の定める出荷: 検査方針に基づき審理される時は出荷制限の対象から除外。)	
	H23.8.1.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、猿葉町、東岡町、大原町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、喜多方村、飯館村	
	H23.8.1.26～: 福島市、二本松市、伊達市、木宮市、磐梯町、西郷村、大五村	
イノシシの肉	H23.11.28～: 福島市、磐梯市、田村市、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、猪苗代町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、福島町、喜多方村、中島村、飯川村	
	H23.12.2～: 喜多方市、東白川村、白石村、中央村、金谷村、西郷村、中島村、北塙村、鶴来村	
	H25.7.5～: 全浦安市、喜多方市、西白河郡、喜多方村、磐梯町、猪苗代町、金津坂下町、猪苗代町、三島町、金山町、会津美里町、北塙原村、湯川村、昭和村、下郷町、只見町、南会津町、猪苗代村	
カルガモの肉	H25.1.30～: 全域	
キジの肉	H25.1.30～: 全域	
クマの肉	H25.1.22～: 福島市、二本松市、伊達市、木宮市、磐梯市、田村市、白河市、栗原市、須賀川市、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、猪苗代町、古殿町、喜多方村、福島町	
	H24.7.27～: 喜多方市、喜多方村、西郷村、磐梯町、猪苗代町、金津坂下町、猪苗代町、三島町、金山町、会津美里町、北塙原村、只見町、南会津町、猪苗代村	
ノウサギの肉	H25.1.30～: 全域	
ヤマドリの肉	H24.11.13～: 全域	

※ の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年4月25日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～: 十和田市、南上市 H24.10.30～: 青森市 H25.10.1～: 鹿渡野町
	マダラ	H24.8.27～H24.10.31解除: 青森県東津浦村尻屋崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、最高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
木本	たけのこ	H24.6.31～: 一関市、奥州市 H24.6.30～: 鹿角市 H24.11.2～: 一関市、奥州市 H24.4.13～: 鹿角市、住田町 H24.4.20～: 大船渡市 H24.4.26～: 一関市、金石市、奥州市、牛乳町、大船渡市 H24.5.7～: 花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町 H24.5.10～H24.5.8解除: 盛岡市
	原木きりたけ(露地栽培)	H24.10.18～: 大船渡市、金石市 H24.10.23～: 鹿角市 H24.11.2～: 一関市、奥州市
	原木しいたけ(露地栽培)	H24.10.11～: 一関市、鹿角高田市、平泉町 H24.10.18～: 金石市 H24.10.18～: 奥州市 H24.10.29～: 大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7～: 遠野市 H25.10.9～: 住田町 H24.5.10～: 奥州市、花巻市 H24.5.14～: 奥州市
	こしあぶら	H24.5.15～: 金石市 H24.5.18～: 住田町 H28.5.9～: 北上市 H28.5.16～: 遠野市
	せり(野生のものに限る。)	H24.6.30～: 一関市、奥州市
	ぜんまい	H24.6.18～: 一関市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	H24.6.16～: 奥州市、鹿角高田市 H25.6.17～: 一関市
	種類	H26.1.4～H25.24一部解除: 一関市(旧保清水村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
	穀類	H24.11.13～H26.4.11解除: 盛岡市(旧苗民村の区域に限る。)、一関市(旧馬鹿町の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.11.13～H26.4.11解除: 岩手市(旧衣川町の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
水産物	ズスキ	H24.6.25～: 大船渡市(岩手宮城県界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	クロダイ	H24.5.2～H25.1.17解除: 最高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2～H25.1.17解除: 最高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	H25.6.4～H25.8.30解除: 最高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国特他の経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.8～: 鰐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	H24.6.11～: 岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石浦ダムの上流、八ヶダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、御取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
	牛の肉	H23.8.1～H23.8.25一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉	クマの肉	H24.8.10～: 金城
	シカの肉	H24.7.28～: 金城
	ヤマドリの肉	H24.10.22～: 金城
宮城県		出荷制限
野菜類	たけのこ	H24.6.1～: 白石市、丸森町 H24.6.29～: 東栗原市
	H24.5.1～H28.4.17解除: 丸森町(旧田野村の区域に限る。)	
	原木しいたけ(露地栽培)	H24.1.16～: 白石市、角田市 H24.3.8～: 丸森町 H24.3.16～: 鹿島町 H24.4.5～: 村田町 H24.4.1～: 気仙沼市、南三陸町 H24.4.12～: 東栗原市 H24.4.19～: 石巻市 H24.4.20～: 大崎市 H24.4.26～: 登米市、東松島市 H24.4.27～: 仙台市、名取市、加美町 H24.5.7～: 川崎町、大船町、喜多方市 H24.5.9～: 色麻町 H24.6.10～: 七ヶ宿町 H24.6.18～: 大衡村
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.6.10～: 東栗原市、大崎市
	くさでつ(ごごみ)	H24.4.27～: 大崎市、東栗原市 H24.5.2～: 加美町
	こしあぶら	H24.5.7～: 登米市、東栗原市 H24.5.9～: 大崎市、南三陸町 H24.6.11～: 気仙沼市、七ヶ宿町 H24.8.7～: 大和町
	せんまい	H24.6.11～: 気仙沼市、丸森町 H24.6.17～: 大崎市
	たらのめ(野生のものに限る。)	H24.6.25～: 気仙沼市、東栗原市、大崎市
	種類	H26.1.4～H25.3.15一部解除: 東栗原市(旧金田村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)
	穀類	H25.6.19～: 東栗原市(旧沢尻村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) H24.11.16～H26.4.11解除: 東栗原市(旧金田村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.12.14～H26.2.25解除: 大崎市(旧一里田村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
水産物	ズスキ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	クロダイ	H24.6.28～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	H24.11.8～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特他の経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	マダラ	H24.10.25～: 宮城県石巻市企畜山頂上から正東の線、我が国特他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企畜山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒガシマヅリ	H24.5.30～H25.4.1解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	H25.6.4～H25.8.30解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特他の経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企畜山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	マダラ	H24.5.2～H24.8.30解除: マダラ(1尾の重さが1キログラム未満のものに限る。) H24.5.2～H25.1.17解除: マダラ(1尾の重さが1キログラム以上のもの)
	ヒガシマヅリ	H24.5.8～H26.2.18解除: 宮城県石巻市企畜山頂上から正東の線、我が国特他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島島県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市企畜山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	アユ(養殖を除く。)	H25.6.27～H25.12.25解除: 宮城県内(阿武隈川(支流を含む。)のうち、白柳堰堤より上流の白石川(支流を含む。))
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.14～: 大倉川の水門ダムより上流(支流を含む。)及び各取川の幹流大堀川の上流(支流を含む。) H24.4.24～: 三瀬川のうち鶴崎ダムの上流(支流を含む。)及び仙川(支流を含む。ただし、西瀬川及びその支流並びに崖川4号堰堤の上流を除く。) H24.4.28～: 江合川のうち鶴崎ダムの上流(支流を含む。)及び二浪川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。) H24.4.28～: 一浪川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)及び春石川のうち春野ダムの上流(支流を含む。) H24.4.28～: 運河(支流を含む。)
	ウグイ	H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。 H24.5.18～: 宮城県内の大川(支流を含む。) H24.6.26～: 宮城県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉	H23.7.28～H23.8.19一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉	イシシの肉	H24.6.22～: 角田市、丸森町、山元町
	クマの肉	H24.6.25～: 金城(上記地域を除く。)

※ の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年4月25日現在

山形県		出荷制限
肉 クマの肉	H24.9.10～: 全域	
茨城県		出荷制限
原乳	H23.3.23～4.10解除: 全域	
ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除: 全域(下記の地域を除く。)	
カキナ	H23.3.21～4.17解除: 全域	
バセリ	H23.3.23～4.17解除: 全域	
タケノコ	H24.4.6～: 潤来市、小美玉市、つくばみらい市 H24.4.13～: 石岡市、龍ヶ崎市、取手市、守谷市、茨城町、利根町 H24.4.19～: ひたちなか市、鉾田市、真壁町 H24.4.26～: 北茨城市、大洗町	
野菜類	H23.10.14～: 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.10～: 英町、阿見町 H24.4.6～: 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.13～: ひたちなか市、源町 H23.10.14～: 土浦市、鉾田市 H23.11.10～: 英町	
原木シタケ(露地栽培)	H24.5.2～: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。)	
原木シタケ(施設栽培)	H24.5.10～: 常陸大宮市(野生のものに限る。)	
こしあぶら	H24.5.2～: 常陸大宮市(野生のものに限る。)	
イシガレイ	H24.7.5～: 最大高潮時海岸線上・茨城県境界の正東の側、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上・茨城千葉両県界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.5～H25.6.28解除: 北緯36度38分の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上・茨城千葉両県界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ズスキ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上・茨城県境界の正東の側、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上・茨城千葉両県界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ショメバツル	H24.4.19～: 最大高潮時海岸線上・茨城県境界の正東の側、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上・茨城千葉両県界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ニベ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上・茨城県境界の正東の側、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上・茨城千葉両県界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マダラ	H24.11.9～: 最大高潮時海岸線上・茨城県境界の正東の側、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上・茨城千葉両県界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ヒラメ	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上・茨城県境界の正東の側、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上・茨城千葉両県界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.4.17～H24.4.30解除: 北緯36度38分の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上・茨城千葉両県界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
コモンカスペ	H24.6.1～: 最大高潮時海岸線上・茨城県境界の正東の側、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上・茨城千葉両県界の正東の側及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
アメリカナマズ(養殖を除く。)	H24.4.17～: 鹿ヶ崎、北浦及び外浜漁港並びにこれらの網港に流入する河川並びに常陸利根川(美濃を除く。)	
ギンブ	H24.4.17～: 鹿ヶ崎、北浦及び外浜漁港並びにこれらの網港に流入する河川並びに常陸利根川(美濃を除く。)	
ウナギ	H24.5.7～H26.1.30: 茨城県内の那珂川(支流を含む。) H26.11.12～: 茨城県内の利根川のうち墨水橋の下流(支流を含む。)	
肉 インシの肉	H23.12.2～H25.3.21一部解禁: 金城(県の定める出荷・検査方法に基づき管理されるインシの肉を除く。)	
その他 茶	結城、龍ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 H23.8.2～10.18解除: 古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町 H23.8.2～H24.4.9解除: 大字芋 H23.8.2～H24.5.23解除: 常陸大宮市、常陸大宮市 H23.8.2～H24.5.30解除: 石岡市、那珂市、坂東町 H23.8.2～H24.6.2解除: 銚田市 H23.8.2～H24.7.24解除: 水戸市 H23.8.2～H24.8.20解除: 高萩市 H23.8.2～H24.9.12解除: 白石市 H23.8.2～H24.10.5解除: 天城町 H23.8.2～H24.10.11解除: つくば市 H23.8.2～H25.4.3解除: 牛久市 H23.8.2～H25.5.29解除: 土浦市、北茨城市、笠間市 H23.8.2～H25.6.17解除: 小美玉市	
栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.27解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.14解除: 全域	
原木シタケ(露地栽培)	H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～: 大田原市、日光市、那須町 H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那須川町 H24.4.13～: 栃木市(国岩井町を除く。)、壬生町 H24.2.15～H25.10.25一部解禁: 矢板市	
原木シタケ(施設栽培)	H24.4.10～: 芳賀町、那須町 H24.4.12～: 大田原市 H24.4.29～: さくら市 H24.6.4～H26.4.17一部解禁: 鹿沼市 H24.4.29～: 王生町 H24.11.29～: 日光市	
原木クリタケ(露地栽培)	H23.11.7～: 鹿沼市、矢板市 H23.11.8～: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14～: 足利市、佐野市、高岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.11.5～: 宇都宮市 H24.11.6～: 塙谷町 H24.11.8～: 王生町	
原木ナメコ(露地栽培)	H23.11.14～: 那須塩原市、日光市 H24.10.4～: 矢板市 H24.10.18～: 那須町 H24.10.25～: 佐野市 H24.11.2～: 鹿沼市 H24.11.8～: 王生町 H24.11.12～: 那須川町 H24.11.19～: 那須烏山市 H24.12.11～: 大田原市	
野菜類	H24.8.2～: 日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那須川町 H24.8.7～: 矢板市 H24.8.8～: 矢板市 H24.8.15～: 那須町 H24.8.29～: 大田原市 H24.10.10～: 塙谷町 H24.10.12～: 那須烏山市 H24.5.1～: 那須塩原市、那須町 H24.5.7～: 日光市、大田原市 H24.5.7～: 那須町 H24.6.19～: 佐野市 H24.6.29～: 大田原市 H24.8.2～: 日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那須川町 H24.8.7～: 矢板市 H24.8.8～: 矢板市 H24.8.15～: 那須町 H24.8.29～: 大田原市 H24.10.10～: 塙谷町 H24.10.12～: 那須烏山市 H24.5.1～: 那須塩原市、那須町 H24.5.7～: 日光市、大田原市 H24.5.7～: 那須町 H24.5.19～: 大田原市、那須町 (さそてつ(こごみ)(野生のものに限る。)) H24.5.1～: 大田原市、那須町 H24.5.2～: 那須塩原市 H24.5.2～: 大田原市、那須町、茂木町 H24.5.2～: 宇都宮市、那須烏山市 H24.5.7～: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町 H24.5.15～: さくら市 H24.5.25～: 那須川町 H24.6.25～: 高根沢町 キノコ類(野生のものに限る。) H24.5.1～: 那須塩原市、那須町 H24.5.7～: 日光市、大田原市 H24.6.19～: 矢板市 (こしあぶら(野生のものに限る。)) H24.5.1～: 大田原市、那須町 H24.5.2～: 宇都宮市、那須烏山市 H24.5.7～: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町 H24.5.15～: さくら市 H24.5.25～: 那須川町 H24.6.25～: 高根沢町 さんしょう(野生のものに限る。) H24.5.1～: 宇都宮市、日光市 H24.5.14～: 那須塩原市 H24.5.18～: 大田原市 せんまい(野生のものに限る。) H24.5.7～: 日光市、那須町(野生のものに限る。) H24.4.27～: 大田原市、矢板市 H24.5.1～: 那須町 H24.5.2～: 市貝町 H24.4.18～: 李都宮市 H25.4.18～: 塙谷町 H26.4.18～: 日光市 たらのめ(野生のものに限る。) H24.6.17～: 大田原市、那須市 H25.4.18～: 宇都宮市、日光市 H25.5.26～: 矢板市 わらび(野生のものに限る。) H24.8.14～: 那須塩原市、那須町 クリ H24.8.18～: 大田原市	

* [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年4月25日現在

栃木県		出荷制限	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む)、ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除: 永野川(支流を含む。)	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)	
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)、ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H25.9.28解除: 荒井川(支流を含む。)	
肉	牛の肉	H23.8.2～H23.9.25～部解除: 金城(県の定める出荷: 練査方針に基づき警戒される牛を除く。)	
	イノシシの肉	H23.12.2～H23.12.5～部解除: 金城(県の定める出荷: 練査方針に基づき警戒されるイノシシの肉を除く。)	
	シカの肉	H23.12.2～: 金城	
その他	茶	H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市 H23.6.2～H25.3.26解除: 大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除: 鹿沼市	
群馬県		出荷制限	
ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域		
カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域		
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.26～: 沼田市、東吾妻町、郷村 H24.10.10～: 高山村 H24.10.19～: 安中市 H24.10.23～: 長野原町 H24.11.13～: みなかみ町	
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 花巻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所花巻川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.4.27～H24.11.9解除: 藩根川(支流を含む。)	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 花巻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所花巻川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.6.8～H24.11.9解除: 鳥川のうち川田橋の上流(支流を含む。)	
		H24.8.12～: 深根川(支流を含む。) (H24.8.8～H26.8.28解除)	
肉	イノシシの肉	H24.10.10～: 金城	
	クマの肉	H24.9.10～: 金城	
	シカの肉	H24.11.14～: 金城	
その他	ヤマドリの肉	H25.1.28～: 金城	
	茶	H23.6.30～H24.5.28解除: 桐生市 H23.6.30～H25.6.7解除: 津川市	
埼玉県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 橋本町、皆野町 H24.10.29～: ときがわ町 H24.11.5～: 埼玉町	
千葉県		出荷制限	
タケノコ	H24.4.5～H26.10.23解除: 市原市、木更津市 H24.4.4～: 達賀子町、鎌取 H24.4.11～: 柏市、白井市 H24.4.11～H26.10.23解除: 八千代市 H24.4.12～H26.10.23解除: 船橋市 H24.4.18～H26.10.23解除: 芝山町		
農産物	原木シタケ(露地栽培)	H25.10.11～: 我孫子市、君津市 H25.11.18～: 君津市 H25.12.22～: 佐倉市 H24.2.23～: 印西市 H24.4.10～: 白井市 H24.4.18～: 千葉市、八千代市 H24.5.18～H26.3.19～部解除: 山武市 H24.11.14～: 君津市	
	原木シタケ(施設栽培)	H24.5.18～H26.3.19～部解除: 山武市 H24.11.14～: 富津市 H24.12.14～: 君津市	
	水産物	ギンブナ コイ ウナギ	H24.7.19～: 手賀沼及び手賀沼に流入する利根川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。) H25.7.3～: 手賀沼及び手賀沼に流入する利根川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	肉	H25.11.12～: 千葉県内の利根川のうち霞ヶ大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛海水門の上流、霞ヶ大橋と水門並びに与田浦川を除く。) H24.11.5～H25.11.8～部解除: 金城(県の定める出荷: 練査方針に基づき警戒されるイノシシの肉を除く。)	
その他	茶	H23.6.2～H24.5.21解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 藤浦市 H23.6.2～H24.5.25解除: 八街市 H23.6.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解除: 成田市	
神奈川県		出荷制限	
その他	茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.6.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除: 爱川町、清川村 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中井町 H23.6.2～11.1解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除: 温河原町	
新潟県		出荷制限	
肉 クマの肉	H24.11.5～: 金城(佐渡市及び東島浦村を除く。)		
山梨県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村	
長野県		出荷制限	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.29～: 長井沢町、御代田町 H24.10.1～: 小諸市、南牧村 H24.10.1～: 佐久市 H26.10.1～: 小諸市 H25.10.21～: 佐久穂町		
静岡県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～: 御殿場市、小山町 H25.10.3～: 富士宮市、富士市	

* [] の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成26年4月25日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉町	
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
	H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
野菜 結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉町、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
	H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.4解除：いわき市	
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町	
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村	
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
	H23.4.13～：飯館村	
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.8～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)	
	H23.9.15～：いわき市、棚倉町	
	H23.9.20～：南相馬市	
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除：全域
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、椎葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
		H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

*■の箇所は摂取制限の対象